



鳥取県公報

平成14年12月24日(火)
第7446号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | | |
|-----|--|---|
| 告 示 | 字の区域の変更 (632) (市町村振興課) | 1 |
| | 青少年に有害な図書類の指定 (633) (県民活動推進課) | 1 |
| | 飼料の試験の結果の概要 (634) (畜産課) | 2 |
| | 土地改良事業の同意 (635) (耕地課) | 2 |
| | 保安林の指定の解除予定 (2件) (636・637) (森林保全課) | 3 |
| | 鳥取県屋外広告物条例違反広告物等の除却等に関する事務取扱要領 (638) (都市計画課) ... | 3 |

告 示

鳥取県告示第632号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、関金町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、平成14年12月24日からその効力を生ずる。

平成14年12月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

| | |
|-------------|---|
| 区域を変更する字の名称 | 同左の区域（平成14年8月23日現在の地番による。） |
| 大字関金宿柿ノ木田 | 大字関金宿字宮ノタワ2853から2856まで 大字関金宿字柿ノ木田の全域 |
| 大字関金宿字宮ノタワ | 大字関金宿字宮ノタワのうち2853から2856まで以外の区域 |

鳥取県告示第633号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）第13条第1項の規定に基づき、同項第1号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成14年12月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

| 指定番号 | 種 別 | 図 書 類 | | |
|------|---------------|-------------------|------------------|----------------|
| | | 題 名 及 び 号 数 | 発行記号等 | 表示された発行所名 |
| 6926 | 雑誌その他の 刊行物 | 少女革命 2003年 1月号 | 雑誌 14755 - 1 | 株式会社一水社 |
| 6927 | 〃 | お宝ガールズ 1月号 | 雑誌 02257 - 1 | 株式会社コアマガジ ン |
| 6928 | 〃 | 写真ゴロ 第1号 | 雑誌 18464 - 12 | 雄出版株式会社 |
| 6929 | 〃 | iにきてっ Vol. 1 | 雑誌 66017 - 12 | 株式会社司書房 |
| 6930 | 〃 | アクトレス 1月号 VOL.243 | 雑誌 01471 - 01 | 株式会社リイド社 |

鳥取県告示第634号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第21条第7項の規定に基づき、平成14年11月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

平成14年12月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

| 製造事業場の所在地及び名称 | 収 去 場 所 | 飼 料 の 名 称 | 製造年月 | 試験項目 | | 違反の有無 及び違反の 内容 |
|--------------------------------------|---|-----------------------------|----------|-------|-----|----------------------|
| | | | | 動物性飼料 | 肉骨粉 | |
| 岡山県倉敷市 ジェイエイ西日本くみあい飼料 株式会社水島工場 | 倉吉市清谷町二丁目135 ジェイエイ西日本くみあい飼料株式会社 鳥取営業所 | くみあい配合飼料 和牛繁殖子宝きらきらM | 平成14年10月 | | | 無 |
| 岡山県倉敷市 西日本飼料株式会社 | 倉吉市小鴨533 - 1 有限会社桑田飼料店 | 協同印プライムビーフ前期 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 広島県三原市 日和産業株式会社三原工場 | 境港市竹内団地57 株式会社ミシロ | ニチワ印若令牛育成用配合 飼料スーパーカーフ14 | 平成14年11月 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 兵庫県神戸市 松景精麥株式会社神戸工場 | 境港市西工業団地158 松景精麥株式会社山陰工場 | きもり | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 岡山県倉敷市 中部飼料株式会社岡山工場 | 米子市目久美町173 高野令一商店有限会社 | マル中印若令牛育成用配合 飼料 グロアー | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 兵庫県加古川市 明治飼糧株式会社加古川工場 | 西伯郡大山町所子577 - 2 明治飼糧株式会社中国支店山陰営業所 | 明治配合飼料 ハイ乳配72 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 岡山県倉敷市 西日本飼料株式会社 | 西伯郡名和町大字名和990 - 2 鳥根米穀株式会社北条営業所名和運送倉庫 | 日清印肉牛用配合飼料 すこぶる育成 | 平成14年10月 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 岡山県倉敷市 中部飼料株式会社岡山工場 | 鳥取市本高315 - 7 イブキ株式会社 | マル中印肉用牛肥育用配合 飼料 和牛らんど仕上 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 兵庫県神戸市 昭和産業株式会社神戸工場 | 鳥取市叶411 - 1 中村産業株式会社商栄陸運倉庫 | マル二印配合飼料 カーフライズP | 平成14年11月 | 〃 | 〃 | 〃 |

鳥取県告示第635号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、米子市が行う土地改良事業（基盤整備促進事業弓浜地区農業用排水）について、平成14年12月17日に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により告示する。

平成14年12月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第636号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成14年12月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡郡家町大字山志谷字下モ田310の7、310の8
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第637号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成14年12月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡佐治村大字栃原字松尾平389の1（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び佐治村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第638号

鳥取県屋外広告物条例違反広告物等の除却等に関する事務取扱要領を次のとおり定める。

平成14年12月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県屋外広告物条例違反広告物等の除却等に関する事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、平成10年4月1日前に鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号。以下「条例」という。）に違反していた屋外広告物（はり紙、はり札（屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）第7条第4項本文に規定するはり札をいう。）及び立看板（同項本文に規定する立看板をいう。）を除く。以下「広告物」という。）及び広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の除却及び除却後の処分に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 表示者等が確知できる広告物等の除却

- 1 地方県土整備局長又は日野総合事務所県土整備局長（以下「県土整備局長」という。）は、条例に違反した広告物又は掲出物件（以下「広告物等」という。）のうち、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者（以下「表示者等」という。）を確知することができるものについては、当該表示者等に対し、県土整備局長が指定する日までに、当該広告物等を除却し、又は条例の規定に適合するように是正するよう指導するとともに、当該広告物等にその旨を表示した警告書をちょう付するものとする。
- 2 県土整備局長は、表示者等が1による指導に従わないときは、当該表示者等に対し、速やかに鳥取県行政手続条例（平成6年鳥取県条例第34号）第13条第1項第2号の規定による弁明の機会の付与を行うものとする。
- 3 県土整備局長は、2により付与された機会になされた弁明の内容を勘案してもなお広告物等を除却する必要があると認める場合には、表示者等に対し、県土整備局長が指定する日までに、広告物等を除却するよう命ずるものとする。
- 4 県土整備局長は、表示者等が3による命令に従わない場合には、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条の規定に基づく行政代執行（以下「代執行」という。）の計画を定め、知事に報告するものとする。
- 5 知事は、4による報告があった場合には、表示者等に対し、行政代執行法第3条第1項の規定に基づき、知事が指定する日までに広告物等を除却しなければ代執行を行う旨を戒告するとともに、その旨を広告物等が設置されている土地の所有者その他の関係者（以下「関係者」という。）に通知するものとする。
- 6 知事は、5により指定した日までに広告物等が除却されない場合には、表示者等に対し、代執行を行う旨並びに代執行をなすべき時期、代執行のために派遣する行政代執行法第3条第2項の執行責任者（以下「執行責任者」という。）の氏名及び代執行に要する費用の概算による見積額を通知し、その旨を関係者に通知するとともに、執行責任者に同法第4条の証票を交付し、必要に応じ警察署その他の関係機関に協力を依頼するものとする。
- 7 知事は、6の代執行をなすべき時期までに広告物等が除却されない場合には、執行責任者を派遣して代執行を行うものとする。
- 8 県土整備局長は、7により代執行を行った日に現地において広告物等が表示者等に引き取られないときは、当該表示者等に対し、当該広告物等を引き取るよう通知するものとする。
- 9 県土整備局長は、8による通知後、広告物等を一時保管するものとし、除却後7日以内に引き取られないときは、これを処分するものとする。
- 10 知事は、9により県土整備局長が広告物等の処分をする場合には、あらかじめその旨を告示しなければならない。
- 11 知事は、7による代執行に要した費用については、実際に要した費用の額及びその納期日を定め、表示者等に対し、文書をもってその納付を命じ、国税滞納処分の例により徴収するものとする。
- 12 知事は、9による一時保管に要した費用については、実際に要した費用の額及びその納期日を定め、表示者等に対し、文書をもってその納付を求めるものとする。

第3 表示者等が確知できない広告物等の除却

1 広告物の除却

- (1) 県土整備局長は、条例に違反した広告物の表示者等を過失がなく確知することができない場合は、法第7条第2項の規定により、当該広告物を除却するものとする。
- (2) 知事は、県土整備局長が(1)による除却をしようとする場合には、30日以上期間を定めて、これを除却すべき旨及びその期間内に除却されないときは、県土整備局長が除却する旨を告示しなければならない。
- (3) (1)により除却した広告物には、第2の8から10までの規定を準用する。

2 掲出物件の除却

- (1) 県土整備局長は、条例に違反した掲出物件の表示者等を過失がなくて確知することができない場合は、法第7条第2項及び条例第8条の規定により、当該掲出物件を除却するものとする。
- (2) 知事は、県土整備局長が(1)による除却をしようとする場合には、条例第9条の規定により、30日以上の期間を定めて、これを除去すべき旨及びその期間内に除却されないときは、県土整備局長が除却する旨を告示しなければならない。
- (3) (1)により除却した掲出物件には、第2の8から10までの規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成14年12月24日から施行する。

(屋外広告物法及び鳥取県屋外広告物条例違反物件の除却等に関する事務取扱要領の廃止)

2 屋外広告物法及び鳥取県屋外広告物条例違反物件の除却等に関する事務取扱要領（平成8年鳥取県告示第732号。以下「旧要領」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 平成14年12月24日前に旧要領の規定によってした手続その他の行為は、この要領の相当規定によってした手続その他の行為とみなす。

